明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令（法務三二）　一
○会社法施行規則等の一部を改正する省令（同三三）　二

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一一六）　二
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務五〇六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件（外務三六九）　六
○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（厚生労働四三五）　六
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（国土交通一一五八～一一六四）　七
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件（同一一六五）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一二〇）　八

〔国会事項〕

官庁事項　八

〔叙位・叙勲〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九

〔皇室事項〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示三、千葉同四、新潟同二、長野同四、岐阜同三、静岡同五、六、愛知同二～八、島根同二、沖縄同四）　九

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一一
特殊法人等
平成二十二年度経済産業省共済組合の決算関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○法務省令第三十二号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表郡山手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十三号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号及び第四百四十四条第一項の規定に基づき、会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

会社法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該特別目的会社に対する出資者又は」を削り、同条第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

（会社計算規則の一部改正）

第二条　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

第六十一条第一号中「第百二十条」の下に「及び第百二十条の二」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第百二十条の二の規定に従い作成されるもの

第百二条第一項第一号ホ中「当該特別目的会社に対する出資者又は」を削る。